

日南市中小企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を大きく受ける中小企業者等の負担軽減を図り、事業継続を支援するため、電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油（以下「エネルギー関連経費」という。）の経費の一部について支援金を交付するものとし、この交付について、日南市補助金等交付規則（平成21年日南市規則第51号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要綱において、中小企業者等とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する、商工業事業に係る中小企業者若しくは小規模企業者又はこれと同等と認められる者をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付の対象となる者（以下「支援対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内事業を営む中小企業等及び個人事業者のうち、法人事業者にあつては市内に事業所を有すること、個人事業者にあつては市内に住所及び事業所を有すること。
- (2) 市内事業所におけるエネルギー関連経費の支出額が、令和4年4月から同年9月のいずれかのひと月で5万円以上あること。
- (3) 支援金の交付後も事業を継続する意思があること。
- (4) 支援対象経費について、他の公的制度から同一の経費に対して補助金等を受けていないこと。
- (5) 市税の滞納がないこと。
- (6) 日南市健康福祉部が行う、介護・福祉・こども・医療関連施設物価高騰対策支援金を受給していないこと。
- (7) 日南市交通事業者支援金を受給していないこと。
- (8) 暴力団等（日南市暴力団排除条例（平成23年日南市条例第29号）第2条第1号に掲げる暴力団、同条第2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するものをいう。以下同じ。）に該当しないこと。

(支援額)

第4条 支援対象者への支援額については、エネルギー関連経費の支出額により次の各号のとおりとする。

- (1) エネルギー関連経費が5万円以上10万円未満の場合 2万円
- (2) エネルギー関連経費が10万円以上20万円未満の場合 5万円
- (3) エネルギー関連経費が20万円以上40万円未満の場合 10万円
- (4) エネルギー関連経費が40万円以上60万円未満の場合 20万円
- (5) エネルギー関連経費が60万円以上の場合 30万円

2 支援金は、1事業者につき1回限りとする。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者は、日南市中小企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請書兼請求書(別記様式第1号)に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 確定申告書の写し又は令和4年1月から同年9月までの開業届等の写し
- (2) 第3条第2号及び第4条の各号に該当することの積算根拠となる書類等の写し
- (3) 市税の完納証明書
- (4) 本人確認書類の写し
- (5) 振込口座が分かる書類
- (6) 日南市中小企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付申請に係る誓約・同意書(別記様式第2号)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(支援金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、前条の規定による支援金の交付申請を受けた場合は、書類の内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、支援金の交付を決定及び確定するものとする。

2 市長は前項の規定により、支援金の交付を決定及び確定したときは、日南市中小企業者原油価格高騰対策事業継続支援金交付決定通知書兼確定通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(支援金の交付)

第7条 市長は、前条の規定により支援金の交付を決定及び確定した場合、速やかに当該支援対象者に支援金を交付するものとする。

(支援金の交付決定の取消し等)

第8条 市長は、支援対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取消し、又は既に交付した支援金を返還させることができる。

- (1) 第5条の規定により提出した誓約・同意書の内容に違反したと認められるとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が支援金を交付することが不適切であると認めるとき。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公表の日から施行する。

制定理由

原油価格高騰の影響を大きく受ける中小企業者等の負担軽減及び事業継続を図るため、エネルギー関連経費の一部について、事業者へ支援を行うため本要綱を制定するものである。